

# 深作多目的遊水地協議会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この組織は、深作多目的遊水地協議会(以下、協議会)という。

### (事務所)

第2条 この組織は、主たる事務所をさいたま市見沼区東三番街自治会内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この組織は、さいたま市見沼区に存する深作多目的遊水地及び同公園とかかわりの深い隣接地域の適正な管理と利用を確保するため、深作多目的地公園の施設維持管理者に対し、周辺関係自治会としての意見を取りまとめ、且つ協議協力していくことを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この組織は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 施設維持管理者に対し、周辺関係自治会としての意見を取りまとめる
- (2) 施設維持管理者との協議
- (3) 施設維持管理者への協力

### (事業)

第5条 (なし)

## 第3章 会員

### (種類)

第6条 この組織の会員は、以下の通りとする。

- (1) 会員には正会員と賛助会員を置く。
- (2) 正会員は、春岡地域自治会連合会に所属する深作多目的遊水地公園周辺の自治会であつて、本会へ参加を希望する自治会の自治会会長または自治会長が指名する1名とする(自治会代表者)。
- (3) 賛助会員は、上記自治会代表者が指名する自らの自治会の構成員若しくはグループとする。

### (入会)

第7条 会員の入会については、前条の枠内にある限り、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があつたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である自治会が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

### (退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、協議会の議決により、これを除名することができる。この場合、その本人に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員、顧問及び職員

#### (種類及び定数)

第13条 この協議会に次の役員を置く。

(1) 理事 正会員から構成されるものとし、3人以上

(2) 監事 2名以内

(3) 事務局長

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする

#### (選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 会長、副会長、事務局長は、正会員の互選とする。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条

1 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この協議会の業務を執行する。

2 会長は、協議会を代表し、総会・協議会における全体戦略のもと基本方針(第3条の意見とりまとめ)を策定し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 事務局長は定例会を運営し、上記基本方針に基づき、会計事務を含め業務の執行を統括する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会員の業務執行の状況を監査すること。

(2) 協議会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 会員の業務執行の状況又は協議会の財産の状況について、会員に意見を述べ、若しくは総会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 役員に欠員が出た場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬)

- 第19条 役員は、無報酬とする。
- 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (顧問)

- 第20条 協議会に顧問を若干名おくことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又は協議会に功労のあった者のうちから、会員の推薦により、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、協議会の運営について会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べることができる。
  - 4 第16条第1項の規定は、顧問について準用する。

#### (職員)

- 第21条 この協議会に、職員を置く。
- 2 事務局員は会員でなければならない。
  - 3 事務職員は、会長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

- 第22条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

- 第23条 総会は、会員をもって構成する。

#### (機能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び収支予算
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員の選任及び解任
  - (7) 会費の額
  - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) その他運営に関する重要事項

#### (開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

### (定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第29条 総会における決議事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に定めるもののほかは、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権)

第30条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人を立てて表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

### (議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の総数及び同出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、役員をもって構成する。

### (権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の追加及び更正に関する事項
- (4) 役員職務及び報酬に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 定例の組織及び運営に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第36条 理事会の議長は、会長または会長から指名があった会員が務める。

#### (議決)

第37条 理事会における議事事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者については、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 定例会

#### (定例会)

第40条 理事会は必要に応じ、定例会を運営する。

- 2 定例会の議長は、事務局長が指名する。
- 3 定例会には、いずれの会員も参加できる。

## 第8章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第41条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (資産の管理)

第42条 協議会の資産は会長が管理し、その方法は協議会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (会計の原則)

第43条 協議会の会計は、特定非営利活動法人法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (事業計画及び予算)

第44条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の規定の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第48条 協議会の事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第49条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

#### (定款の変更)

第51条 協議会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経なければならない。但し、特定非営利活動法人法第25条第3項に規定する軽微な事項を除く。

#### (解散)

第52条 協議会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号により協議会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第53条 協議会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときは残存する財産は、特定非営利活

動法人法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 5 4 条 協議会が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 5 条 (なし)

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 5 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、協議会の成立の日から施行する。  
協議会は 2018 年 12 月 22 日に成立した。
- 2 この協議会の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。  
会長：東三番街自治会長 齋藤  
事務局長：東三番街自治会環境専門委員会委員長 上田
- 3 この協議会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から 2019 年 6 月 23 日までとする。
- 4 この協議会の設立当初の事業計画および収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この協議会の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2019 年 6 月 23 日までとする。
- 2 協議会の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
正会員 : 年会費 1 口 5,000 円  
賛助会員 : 会費を徴収しない

以上

附図 深作多目的地遊水池の地域的範囲

本公園造成時に作成され、その基本理念を表している「水辺ビオトープ」なる印刷物および旧大宮土木事務所が発行した「深作多目的遊水地の概要」に記されている場所のうち、A地区、B地区、C地区とする。

